

(件 名) 私学助成の充実強化等に関する意見書の提出について (陳情)

(陳情の趣旨)

平素より、私学振興につきましては、格別のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に大きく寄与しております。

その一方で、今後少子化は益々深刻化していくとされており、産業構造の変化に対応できる人材育成の強化が急務となっています。本県及び我が国の将来を支える子供たちへ質の高い教育を提供するため、私立中学高等学校では教育内容の充実を図っていますが、昨今の物価・光熱水費・人件費の高騰により、益々厳しい学校経営を強いられています。

私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助については、教職員の安定的な確保や処遇改善に必要な人件費に加え、物価高騰や空調設備の使用増加による光熱費負担の上昇など、学校を取り巻く経営環境が大きく変化しているにもかかわらず、補助単価の伸びは十分とは言えない状況にあり、経常費助成の一層の拡充が必要です。

特別補助においては、スクールカウンセラー、ＩＣＴ支援員、障がいのある生徒への支援員など、多様化する教育ニーズに対応するための人的支援の充実が求められており、いじめや不登校への対応など学校運営上の諸問題に対する支援の強化も必要です。加えて、ＩＣＴ教育の推進に不可欠な生徒用端末や校内通信ネットワークの更新・整備への支援、学校施設の耐震化や空調設備整備をはじめとする高機能化への支援の充実が不可欠となっています。

就学支援金については、物価高騰等の状況において、保護者の経済的負担を軽減し、子供たちの学校選択の機会を確保するため、情勢の変化に応じた支援金上限額の見直しが行われるとともに、私立中学生を対象とした就学支援金制度の創設も望まれます。あわせて、私立高等学校等の生徒が海外留学や国際交流活動、研修・修学旅行等を通じて国際的な視野を養い、将来のグローバル人材として成長できるよう、留学支援制度等の拡充も重要です。

こうした課題の解決には、所管する本県の取組に加え国による財政支援及び制度の充実が不可欠です。

つきましては、国の令和 9 年度の予算編成にあたり、下記の事項について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

施行 50 周年となる私学振興助成法第 1 条に掲げる「教育条件の維持向上」「保護者の経済的負担の軽減」「経営の健全性を高める」の趣旨を踏まえ、私学助成に係る国庫補助制度をはじめとする各種支援施策が一層拡充されるよう、政府及び国会に対し、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出いただきたい。